

答申第154号
(諮問第178号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和7年8月26日付けで行った保有個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、令和7年8月14日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2025年4月9日〇〇〇〇様が折り返し電話としてかけ留守録を残した電話番号について、大分県警察本部刑事部企画課（原文ママ）から送付された「大公委（刑企）第22号 弁明書の送付及び反論書の提出等について」という書類に同封の弁明書（大捜二第1218号）第5その他には、「審査請求人の電話番号について、〇〇警察署員が審査請求人から聞き取った電話番号である」とありますが、私は〇〇〇様が（原文ママ）その番号を教えていません。大分県警察本部長の〇〇〇様が主張する「審査請求人である私（〇〇）が、〇〇警察署のどの部署の誰に（〇〇〇〇様が折り返した）電話番号をいつ、どこでお話したのか」を示す文書・資料を求めます。※弁明書記載の主張は虚偽

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書として、「あなたが〇〇警察署のどの部署の誰に（〇〇〇〇が折り返した）電話番号をいつ、どこでお話ししたのかを示す文書・資料」を公文書と特定し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録された個人情報であり、法第5章第4節の規定が適用されないため、保有個人情報不開示決定（令和7年8月26日付け大捜二第1509号。以下「本件不開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7年9月29日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

求めた文書を不開示としたため。

第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る保有個人情報の意義・性格等について

本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書は、捜査部門が捜査経過を記録する事案認知報告書と特定した。

当該文書は、事案を認知し、捜査の経過などを明らかにするために作成されるもので、関係者の人定事項、事案概要のほか、刑訴法に基づいて行われる捜査の経緯などが記録されており、司法警察職員により保管されている。

2 本件開示請求に係る保有個人情報の不開示情報該当性について

刑訴法第53条の2第2項は「訴訟に関する書類及び押収物」について、法第5章第4節の規定は適用しない旨を規定している。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

訴訟に関する書類に該当する文書は、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護人・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれ、不起訴記録であっても当然にこれに含まれるものと解すべきであるとされている。

当該文書は、審査請求人が行政文書の偽造被疑事件の資料として警察署の刑事課員に提出したものととも捜査記録として管理されている。

捜査の段階で作成される書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類のいずれにあっても、被疑事件又は被告事件に関して作成されたものとして「訴訟に関する書類」に該当する。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書について

本件開示請求に係る保有個人情報が含まれる公文書は、令和7年3月25日に〇〇警察署刑事課員が行政文書の偽造被疑事件に係る資料として提出された際に事案を認知し、関係者の人定事項、事案概要のほか、刑訴法に基づいて行われる捜査の経緯などが記録されており、司法警察職員により保管されている書類である。

2 「訴訟に関する書類」該当性について

実施機関が説明しているとおり、刑訴法第53条の2第2項は「訴訟に関する書類及び押収物」について、法第5章第4節の規定は適用しない旨が規定され、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状等の手続関係書類であり、裁判所の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察職員その他の者が保管するものも含まれるものと解される。

また、捜査に基づく事件送致等がなされていない場合であっても、将来の事情の変化により事件性がある疑いが生じ、捜査ないし公判に至る可能性がないことが明らかといえるもの以外は、その事件に関する書類は「訴訟に関する書類」に当たるものと解される。

本件文書は、行政文書の偽造被疑事件に関して作成された文書であり、警察署において保管しているものであることから、「訴訟に関する書類」に該当する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会は大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）により与えられた権限に基づき、請求者からの保有個人情報開示請求に対し実施機関が行った保有個人情報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月22日	諮 問
令和8年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	答申決定（令和7年度第10回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
-----	-----	-----

生野裕一	弁護士	会長
渡邊博子	大分大学理事・副学長	
大塚浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田中竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶原百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三島麻衣	三愛総合健診センター長	
加納雅子	元大分市立駕野小学校長	
品川佳満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆秋勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	